

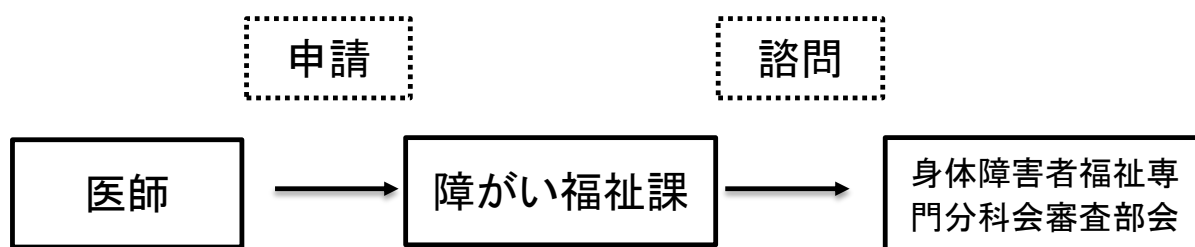
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 56

処 分 名	指定医師の指定	
処 分 の 概 要	指定医師の指定を行う。	
根 拠 法 令 名	身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)	
条 項	第15条第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1カ月	
標 準 処 理 期 間	計	1カ月
審査基準	<p>身体障害者福祉法第15条第1項、第2項及び松山市身体障害者福祉法施行細則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>身体障害者福祉法</p> <p>第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に持たないときは、その保護者(親権を行うもの及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の期間(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>松山市身体障害者福祉法施行細則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



交付

分科会の審査を経て審査判定をした翌月

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。